

国営木曾三川公園桑名七里の渡し公園（住吉地区）特定公園施設無償譲渡契約書

譲渡人 ○○○○（以下「甲」という。）と譲受人 国土交通省中部地方整備局（以下「乙」という。）とは、両者間で平成○○年○○月○○日に取り交わした「国営木曾三川公園「桑名七里の渡し公園（住吉地区）」便益施設等整備事業 基本協定書（案）」（以下「協定書」という。）に基づき、次の条項により、無償譲渡契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（譲渡物件）

第1条 甲が乙に無償譲渡する物件（以下「譲渡物件」という。）は、別添「寄付財産」のとおりである。

（所有権の移転）

第2条 譲渡物件の所有権は、平成○○年○○月○○日に、甲から乙に移転する。

（登記の嘱託）

第3条 甲は、前条の定めにより、所有権の移転登記手続に必要な書類一式を乙に提出するものとし、乙が所有権の移転登記手続を行うものとする。この場合において、当該登記手続に要する費用は、甲の負担とする。

（譲渡物件の引き渡し）

第4条 甲は、平成○○年○○月○○日に、譲渡物件を現状有姿のまま、乙に引き渡す。

（瑕疵担保）

第5条 甲の瑕疵担保責任は協定書第35条に定めるとおりとする。

（契約の費用）

第6条 本契約の締結に要する費用は、甲の負担とする。

（本契約の変更）

第7条 本契約の変更については、甲及び乙の書面による同意をもってのみこれを行うことができる。

（裁判管轄）

第8条 本契約に関して紛争が生じたときは、津地方裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

（協議）

第9条 本契約に定めのない事項又は本契約に関し疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、記名押印のうえ、甲及び乙が各一通を所有するものとする。

平成●年●月●日

（甲）

印

（乙）愛知県名古屋市中区三之丸2-5-1
中部地方整備局長

印